

特定個人情報保護に関する「安全管理措置」対応支援業務仕様書

1 業務目的

社会保障・税番号制度の施行により、平成28年1月から個人番号利用利用事務について「特定個人情報」の取扱いが開始された。

平成29年7月からは特定個人番号を用いた「情報連携」が開始される予定であり、官民を問わず大規模な個人情報の流出が頻発する昨今、地方自治体はより一層の「特定個人情報に関する安全管理措置」への対応が急務となっている。

本業務では、番号法、苓北町個人情報保護条例、苓北町情報セキュリティポリシー、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）」、情報提供ネットワーク接続申請に対する審査等が求める安全管理措置等に基づき、すでに整備している「基本方針」及び「取扱規程」の精査・見直し、「取扱いマニュアル」の策定を行うと共に、職員への特定個人情報の安全管理に関する知識の向上及び情報管理体制の再構築を目的とする。

2 業務場所

苓北町役場内

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで

4 業務概要

(1) 現状把握

「特定個人情報に関する安全管理措置」の求めるドキュメント群の整備状況点検特定個人情報の適正な取扱いに関して、最低限必要なドキュメント群（基本方針・取扱規程等）の整備状況を、ヒアリングにより点検する。

(2) 特定個人情報の取扱いに関する基本方針・取扱規程等の作成支援

上記の点検結果を踏まえ、特定個人情報の取扱いに関する基本方針・取扱規程・取扱マニュアル等の必要なドキュメントの点検及び作成支援を行う。

(3) 職員研修

安全管理措置のための職員研修に講師として出席する（2.5時間×2コマ）。

5 業務の進め方

(1) 本委託業務は本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(2) 受託者は、業務着手に先立ち、業務工程表を提出すること。

(3) 業務の実施にあたっては逐次、本町と協議を行い、本町担当者の指示により業務を進め業務の結果については速やかに報告を行うこと。なお月1回程度作業の進捗状況等の中間報告を行うこととする。

(4) 業務の内容について機密を守り、本町の許可なく第三者に公表・転用及び貸与してはならない。（業務完了後も含む。）

(5) 業務上受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。

(6) 受託者は業務実施に当たり関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行われなければならない。

(7) 受託者は、本町担当者と打ち合わせを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

- (8) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本町に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本町担当者の指示に従うものとする。
本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項並びにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本町と協議を行うものとする。

6 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

7 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

8 成果品

本委託業務に係る成果品は次のとおりとする。

- (1) 下記の成果品を納入すること
- ①特定個人情報の取扱いに関する基本方針・取扱規程等データ一式
 - ア．特定個人情報の安全管理に関する基本方針
 - イ．特定個人情報の取扱規程
 - ウ．特定個人情報取扱マニュアル
 - ②職員研修用資料データ一式
- (2) 成果品は、業務が完了したときは速やかに完了届及び成果品を納入し、業務責任者立会いのうえで委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、本業務完了後といえども、過失又は疎漏に起因する不良が発見された場合は速やかに成果品の改善をしなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (4) 成果品の著作権については、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承認なしにこれを使用してはならない。

9 その他

提案書にかかる経費は、提案者負担とする。